

○ 経済産業省
環境省 告示第三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年 経済産業省 令第七
環境省

号）第一条第三項及び第十四条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（

内閣府、総務省、法務省、
平成二十六年 外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 令第二号）第二条第三号の規定に基づき、国際
国土交通省、環境省、防衛省

標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ご
とに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に
認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を次のように定め、令和五年四月一
日から適用する。

なお、平成二十八年 経済産業省 告示第二号（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法
環境省

律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 西村 明宏

（フロン類の種類及び係数）

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第一条第三項の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類（以下「告示種類」という。）は、別表第一の第一欄に掲げるとおりとし、規則第十

四条第五号に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該

程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「規則告示係数」という。）は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとし、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数（以下「算定漏えい量等報告告示係数」という。）は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。ただし、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第二条第一項で規定するフロン類のうち、同表の第一欄に掲げられていない物質については、告示種類は「その他フロン類」とし、規則告示係数及び算定漏えい量等報告告示係数は零とみなす。

（混合冷媒の種類及び係数）

第二条 前条の規定にかかわらず、特定製品の冷媒として使用するために別表第一の第一欄に掲げる物質の二以上の種類のものを混和したもの及び当該物質を他の物質と混和したもの（以下「混合冷

媒」という。)については、告示種類は、別表第二の第一欄に掲げるとおりとし、規則告示係数は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとし、算定漏えい量等報告告示係数は、同表の第一欄に掲げるフロン類の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

附 則

1 法第十九条第一項、第六十条第三項及び第七十一条第三項に基づく報告並びに法第二十条第三項に基づく集計に係るこの告示の規定は、令和六年度以降に行う当該各項に規定する報告及び集計について適用し、令和五年度に行う報告及び集計については、なお従前の例による。

2 法第八十七条第三号及び第四号に基づく表示については、この告示の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

	第一欄	第二欄	第三欄
1	R-11（トリクロロフルオロメタン）	4,750	4,660
2	R-12（ジクロロジフルオロメタン）	10,900	10,200
3	R-13（クロロトリフルオロメタン）	14,400	13,900
4	R-22（クロロジフルオロメタン）	1,810	1,760
5	R-23（トリフルオロメタン）	14,800	12,400
6	R-32（ジフルオロメタン）	675	677
7	R-113（トリクロロトリフルオロエタン）	6,130	5,820
8	R-114（ジクロロテトラフルオロエタン）	10,000	8,590
9	R-115（クロロペンタフルオロエタン）	7,370	7,670
10	R-123（ジクロロトリフルオロエタン）	77	79
11	R-124（クロロテトラフルオロエタン）	609	527

12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3,500	3,170
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1,430	1,300
14	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	725	782
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2,310	1,980
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4,470	4,800
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	124	138
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオ ロプロパン)	3,220	3,350
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロ プロパン)	9,810	8,060
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオ ロプロパン)	1,030	858

別表第二（第二条関係）

	第一欄	第二欄	第三欄
1	R - 401 A	1, 180	1, 130
2	R - 401 B	1, 290	1, 240
3	R - 401 C	933	876
4	R - 402 A	2, 790	2, 570
5	R - 402 B	2, 420	2, 260
6	R - 403 A	1, 360	1, 320
7	R - 403 B	1, 010	986
8	R - 404 A	3, 920	3, 940
9	R - 406 A	1, 940	1, 780
10	R - 407 A	2, 110	1, 920
11	R - 407 B	2, 800	2, 550

12	R - 407 C	1, 770	1, 620
13	R - 407 D	1, 630	1, 490
14	R - 407 E	1, 550	1, 420
15	R - 407 F	1, 820	1, 670
16	R - 407 G	1, 460	1, 330
17	R - 407 H	1, 500	1, 380
18	R - 407 I	1, 460	1, 340
19	R - 408 A	3, 150	3, 260
20	R - 409 A	1, 580	1, 480
21	R - 409 B	1, 560	1, 470
22	R - 410 A	2, 090	1, 920
23	R - 410 B	2, 230	2, 050
24	R - 411 A	1, 600	1, 560

25	R - 411 B	1, 710	1, 660
26	R - 412 A	1, 840	1, 730
27	R - 413 A	1, 260	1, 140
28	R - 414 A	1, 480	1, 370
29	R - 414 B	1, 360	1, 270
30	R - 415 A	1, 510	1, 470
31	R - 415 B	546	544
32	R - 416 A	1, 080	975
33	R - 417 A	2, 350	2, 130
34	R - 417 B	3, 030	2, 740
35	R - 417 C	1, 810	1, 640
36	R - 418 A	1, 740	1, 690
37	R - 419 A	2, 970	2, 690

38	R - 419 B	2, 380	2, 160
39	R - 420 A	1, 540	1, 380
40	R - 421 A	2, 630	2, 380
41	R - 421 B	3, 190	2, 890
42	R - 422 A	3, 140	2, 850
43	R - 422 B	2, 530	2, 290
44	R - 422 C	3, 080	2, 790
45	R - 422 D	2, 730	2, 470
46	R - 422 E	2, 590	2, 350
47	R - 423 A	2, 280	2, 270
48	R - 424 A	2, 440	2, 210
49	R - 425 A	1, 510	1, 430
50	R - 426 A	1, 510	1, 370

51	R - 427 A	2, 140	2, 020
52	R - 427 B	2, 380	2, 320
53	R - 427 C	2, 060	1, 960
54	R - 428 A	3, 610	3, 420
55	R - 429 A	12	14
56	R - 430 A	94	105
57	R - 431 A	36	40
58	R - 434 A	3, 250	3, 080
59	R - 435 A	25	28
60	R - 437 A	1, 810	1, 640
61	R - 438 A	2, 260	2, 060
62	R - 439 A	1, 980	1, 830
63	R - 440 A	144	156

64	R - 442 A	1, 890	1, 750
65	R - 444 A	87	88
66	R - 444 B	293	295
67	R - 445 A	129	117
68	R - 446 A	459	460
69	R - 447 A	582	571
70	R - 447 B	739	714
71	R - 448 A	1, 390	1, 270
72	R - 449 A	1, 400	1, 280
73	R - 449 B	1, 410	1, 300
74	R - 449 C	1, 250	1, 150
75	R - 450 A	601	546
76	R - 451 A	146	133

77	R - 451 B	160	146
78	R - 452 A	2, 140	1, 940
79	R - 452 B	697	676
80	R - 452 C	2, 220	2, 020
81	R - 453 A	1, 770	1, 640
82	R - 454 A	236	237
83	R - 454 B	465	467
84	R - 454 C	145	146
85	R - 455 A	145	146
86	R - 456 A	684	626
87	R - 457 A	136	138
88	R - 458 A	1, 650	1, 560
89	R - 459 A	459	460

90	R - 459 B	142	142
91	R - 460 A	2, 100	1, 910
92	R - 460 B	1, 350	1, 240
93	R - 460 C	762	694
94	R - 461 A	2, 770	2, 570
95	R - 462 A	2, 250	2, 060
96	R - 463 A	1, 490	1, 380
97	R - 464 A	1, 320	1, 240
98	R - 465 A	142	142
99	R - 466 A	733	696
100	R - 468 A	145	146
101	R - 500	8, 080	7, 560
102	R - 501	4, 080	3, 870

103	R-502	4,660	4,790
104	R-507A	3,990	3,990
105	R-508A	5,770	4,840
106	R-508B	6,810	5,700
107	R-509A	796	774
108	R-512A	189	196
109	R-513A	629	572
110	R-513B	594	540
111	R-515A	386	402
112	R-515B	287	298
113	R-516A	139	130
114	その他混合冷媒	混合冷媒中の別表第一の第一 欄に掲げる物質ごとに、国際	混合冷媒中の別表第一の第一 欄に掲げる物質ごとに、国際

<p>標準化機構の規格五一四九／ 一に定めのある混合冷媒につ いては、同規格に基づく当該 混合冷媒中の物質の混和の質 量の割合に、それ以外の混合 冷媒については、当該混合冷 媒中の物質の混和の質量の割 合に、当該物質に係る別表第 一の第二欄に掲げる係数を乗 じて得られる値を算定し、当 該物質ごとに算定した値を合 計して得た値（一未満の端数 があるときは、その端数を四</p>	<p>標準化機構の規格五一四九／ 一に定めのある混合冷媒につ いては、同規格に基づく当該 混合冷媒中の物質の混和の質 量の割合に、それ以外の混合 冷媒については、当該混合冷 媒中の物質の混和の質量の割 合に、当該物質に係る別表第 一の第三欄に掲げる係数を乗 じて得られる値を算定し、当 該物質ごとに算定した値を合 計して得た値（一未満の端数 があるときは、その端数を四</p>
--	--

	捨五入して得た値)	捨五入して得た値)
--	-----------	-----------